

令和3年2月16日から、令和2年分の確定申告が始まります

- 1 [収入保険における税務申告書類等の提出期限延長について](#)
- 2 保険期間が令和2年及び令和3年のご加入者の方は、下記項目の計上が必要です。
 - ①保険料及び付加保険料(事務費)
 - ②積立金
 - ③保険金・特約補てん金

会計上の取り扱いについては、[ご契約のしおり](#)をご覧ください。

- 3 保険期間が令和2年のご加入者の方は、[保険金等見積額算出のご案内](#)をご参照ください。
- 4 保険期間が令和2年及び令和3年のご加入者の方は、確定申告後、[税務申告書類の写し](#)をご提出ください。